

わがまち歴史散歩

江戸時代後期、池田村の神事と村政

○喜ばれた神輿・太鼓の渡御

前回は、寛延3年(1750)伊居太神社で神輿の渡御が復活したことを書きました。町の人びとは150年以上経って復活した神輿の渡御を歓迎し、精神は高揚しました。9月の祭りには大勢の人びとが神社を参拝し、町には神輿講とか太鼓中といった組織も作られていきます。それらは重なり合って、町の人びとが神社を尊崇し、氏子としての結合を確認する機会ともなっていたようです。

ところが、それから50数年経った文化3年(1806)、神輿も太鼓も唐突に渡御が中止させられます。中止の処置をめぐって紛争も生じました。これらは文政5年(1822)、同6年、同8年にも繰り返されています。氏子たちが楽しみにしていたにもかかわらず、なぜ神輿・太鼓の渡御中止は起きたのでしょうか。また、それは村政に対する池田村庄屋など村役人の考え方をどう示していたのでしょうか。

○文化3年の紛争

『稲束家日記』文化3年9月17

日には「神輿太鼓不出」と書かれています。また、つづけて、「夜中には、池田庄屋天満や門十郎居宅に大勢集まりなげうち(投げ打ち)を致し、戸腰破ル」と打ち壊しの状況を記述し、最後に「兎角無分別成ものは恐るべき事」と、「無分別なる者」に問題の焦点を当てています。

ところで、『伊居太神社日記』文化7年8月23日のところには、文化5年9月伊居太神社宮司家を継いだ前大戸屋勝左衛門が文化3年のこの日の出来事とそのあとに続いた京都小堀代官所の取り調べの様子をまとめた記事を掲載しています。それによると、代官所の取り調べは、神輿渡御の発議は宮司が氏子世話人かの見極めに置かれ、発議を受けた村役人の判断の適否および氏子の動きを検討したようです。もちろん、発議がいずれにあるとしても神輿渡御の決定は村役人が行うとされていたようです。なお、このときの宮司は神輿渡御の可否判断はしていないとも記されています。

江戸時代、池田村は5つの株に別れ、それぞれに庄屋・年寄が置かれていました。彼らは村の百姓から年貢を取り代官に納める義務を有し、その他この村でも課せ

られていた村統治に従事していたことは間違いないでしょう。祭祀の可否決定もその流れだったのでしよう。

さて、池田村庄屋である天満屋門十郎は神輿渡御の中止を決め、強い姿勢でその決定を押し通しています。ただ、その理由は何も明らかになっていません。村役人の決定に氏子は従うべきだと言っばかりのようです。村庄屋である天満屋に怒りの矛先が集まったのも当然のことでしょう。こうした中、当面の解決策として小堀代官所は、文化4年以降は祭祀を継続し、神輿などの渡御を実施していくために代官手代を池田に出張させ、祭事全体を監視することとしています。

○文政5年の儉約策と神事の中止

文政5年は文化3年から16年目です。池田村には大きな困難が横たわっていました。前年、上池田株の庄屋がその年の年貢を取り込み、年貢納入に穴を開けていたのです。池田村全体の借金は銀および20貫目(金330両ほど)ぐらいたなっていました。村では、それに対して「儉約」を百姓全体の義務

として乗り切ろうとしたのです。このなかで神輿渡御の中止は、広く検討の課題となりました。『伊居太神社日記』には、このとき誰かが書いた意見書の草案らしいものが一通挟み込まれています。内容は、村の借金と神輿渡御との間に関係はないといった趣旨でした。しかし、大勢は神輿渡御中止の方に流れていました。伊居太神社と呉服神社、それぞれの宮司も話し合っって神楽の実施で乗り切ろうと一致しています。



呉服神社

氏子世話人が一貫して神事各行事の実施を願っていたことは『伊居太神社日記』の各年にわたる記述の中で明らかです。しかし、村役人は別の角度から神事を見ていたのです。それがどこを向いていたのか想像できるのではないのでしょうか。

(市史編纂委員会委員長・小田康徳)

◆問い合わせは生涯学習推進課

☎754・6674

わがまち歴史散歩

江戸時代池田の商人と農作業

○記されなかった
町の商人の農作業

江戸時代、池田村は歴とした町でしたが、それは内実のこと。表向きは村とされ、そこに住む人は「百姓」として年貢も毎年納めていたのです。

では、個々の商人は実際、作物の生産に取り組んでいたのでしょうか。商売だけでも結構大変なのに、農事にまで手を広げるとなると、頭も身体もさらに使わなければならないかもしれません。

『新修池田市史』第2巻ではこの点について具体的なイメージを伴って記述されるところにまで至りませんでした。

○「稲束家日記」の
農事記録

池田村の中之町に住み麴(甲字)屋の屋号を持つ稲束家は、後世造り酒屋・土地持ち・山持ち・家持ちそれから書画持ちとして知られ、池田を代表する商家でした。同家代々の当主は宝暦6年(1756)以来176冊に及ぶ日記を書き続けており、池田市ではそれを翻刻して『池田市史』史料編④～⑥「稲束家日記」として出版

しています。今回は、この「稲束家日記」のうち

嘉永6年(1803)1



稲束家日記 (歴史民俗資料館蔵)

月当初から5月半ばに至るまでの記事の中から同家の農事記録を引き出すことができました。そこから見えてきたことを以下紹介することとします。

○熱心に取り組んだ
農作業

稲束家の農作業は1月6日「城山谷」でスモモの木を伐り、菜種の肥やしを拵えしたところから、5月17日水掛りを同じくする地域の田地で一斉に田植えを行ったところまでだけでも延べ55日の日数に上ったことが分かります。

耕作地は「海老屋(や)」「小畑(おわた)」「畑」「兼田」「寺平」「城山」「杉谷」「横丘」などにわたり、菜種・スモモ・麦・たけのこ・レンコン・芋・茶・大豆・いんげん豆・ビワ・わた、そして米と書き上げられています。6月以降までさら

に読み進めてみれば、作物の種類はさらに増えていくでしょう。「国木」の記述も注目すべきで、大量の柴にしていることがうかがわれます。

「こへやり」、「こへ拵え」などの記述も出てきます。「こへ」とはもちろん、肥料のことです。粕もそのうちに混じっていて、金肥が相当広がっていたことを示しています。だが、古木になったスモモの木を伐って肥やしにするなど、生態系上も興味をそえられる記述もあります。

稲束家は、レンコンなどについては蓮の花を遠方の知り合いに見せて楽しませているように、収益以外の目的を持っているものも存在していたようです。しかし、米と麦はやはり重視していたようです。麦の手入れは怠らず、この年の5月15日には麦納めとして7石4斗を計り、当初の目標よりも1石5斗減であることを指摘しています。その生産目的は何だったのか、個々に検討することが求められているでしょう。

○稲束家に雇われる

人びと

稲束家は、農作業のため14〜15

人の人を使っています。これは、いつも14〜15人という意味ではなく、使用人の範囲が14〜15人という意味です。実際は、6人を同時に使うときもあるし、1人だけというときもあります。繁忙期があり、閑散期もあり、それに対応させたということなのでしょう。

彼らは、生計的には稲束家に隷従していたというよりも雇われていたとみる方が適切なようです。それは名前の横に「半人」といった文字がときどき現われるところから判断できます。仕事の量を量って賃金を支払っていたのでしょう。彼らは町の借家に住んで毎日仕事を探していたものと思われま

す。男性の仕事は、木を伐るといったようなきつい仕事が多く、女性の仕事は麦畑の中の草引きといった、いまならきつい仕事ですが、よく担当させられています。では、稲束家に農事で使われた人は、同家の商活動でも使われたのでしょうか。今後の課題としてこの問題の存在を確認しておきましょう。

(市史編纂委員会委員長・小田康徳)

◆問い合わせは生涯学習推進課

☎754・6674

わがまち歴史散歩

江戸時代の村にとって山の意義は？

○村自立の基盤

江戸時代、村は本村・支村の関係を除けば、多くの場合自立していました。しかし、決して孤立しておらず、相互に不足する物資や、ときには知識を補い合つて、村と村、あるいは村と町の関係の中で主体性や自立性を維持していたのです。

どの村でも、これらを確保するため、生産力を維持することをめざしました。もちろん、田畑と屋敷地あるいは水利施設などがその中心でしたが、それだけではなかつたのです。集落を取り巻く山や川・湖といった自然の広がり、そして近隣の町も大事な存在として相互に依存していたのです。今回は、山の存在について村々の古記録をひもといてみることにします。

○畑村本庄前山と裏山をめぐる入り会いの記録

そもそも、山はどのような意味で重要だと当時の人は考えていたのでしょうか。

池田市畑地区は、江戸時代には畑村あるいは東・西畑村でした。畑村の北部は山地が広がり、集落

に近い方を本庄前山、奥を裏山と呼びます。『新修池田市史』第2巻では、この山地の利用をめぐる周辺村々の権利と義務の入り会い関係の調整がいくつか紹介されています。すなわち、元禄5年(1692)作成の「取替し申す一札の事」、享保期(1716～1736)における裏山での耕地への転換地7町歩の開発をめぐる村々のやりとり、そして、享保11年の山林設定のことなどです。

しかし、改めて当時の文書を読んでみましょう。ここでは牛飼場としての山の草場をめぐる史料を取り上げてみます。

○牛の飼育と山

牛は、農耕にも、荷物の運搬にも大きな力を発揮しました。その牛を飼育するため村では本庄裏山の中に「牛飼場」といって広い草山あるいは草場を設定していました。

畑村に残る史料を見ると、延宝6年(1678)畑村の「御小物成所検地帳」に「柴山8町6反3畝10歩」と並べて「芝山124町8反3畝10歩」と記載されています(西畑町内会管理文書)。ちなみに、宝暦9年(1759)4月作成の畑村本庄山小物成絵図では、

この「芝山」が牛飼場であることを窺わせる草山の相貌が描かれ(西畑町内会管理文書)、宝暦12年には渋谷村との間で草場の利用を認める代わりに田・畑・屋敷地以外に掛かる6斗3升余の小物成の納入を約束すると取り決めていきます(岸本晃家文書)。さらに、寛政12年(1800)8月には畑村内の小字鳥塚ほか3力所の草場を東西両畑村で分割する取り決めを交わしています(西畑町内会管理文書)。つまり、畑村では17世紀半ばには牛飼場が山の中に設定され、その利用をめぐる近村との間で約束を交わし、やがて村人同士の利用方法も変更していくのです。

○史料を注意深く読むこと

『新修池田市史』第2巻の表「市

域村々の村明細帳からみる農業および村況」には、中河原村(天明7年11787、文政10年111827)・木部村(宝暦7年11757)・東山村(延享元年11744、宝暦6年11756、明和8年11771)と、当時数軒に1頭ぐらいの割合で所在した牛の数が書き上げられています。当然、牛飼場はどこかと気になるでしょう。

山は村の生産維持にとつていかに重要だったのか、それをめぐってどのように他村との関係構築、ときには紛争を招いたのか、史料を注意深く読んで想像してみたいと思います。もちろん、その結果は「里山」としての姿を物語ることとなるでしょう。

◆問い合わせは生涯学習推進課
☎754・6674



畑村本庄山小物成絵図(西畑町内会管理文書)

わがまち歴史散歩

近世村の成立

○太閤検地と
残された記録

戦国時代の末期、豊臣氏が支配した地域を検地していったことは学校で学びます。

この太閤検地は、全国的かつ統一的な土地の調査であり、それによって、対象とされた地域の石高が確定され、大名の統制から村の支配まで、その基礎とされました。摂津国では文禄3年(1594)の秋、本格的に実施されたことが分かっています(『新修池田市史』第2巻)。

ただし、現在、池田市域については文禄の検地帳自体は残っていません。江戸時代後期の文化元年(1804)東西畑村庄屋奥左衛門によって書き写された「畑村古検地帳写」と、文禄3年名請人ごとに土地をまとめて記録した「神田村東田之帳」から推測できるぐらいです。ほかには延宝7年(1679)の「池田庄検地帳」における「古検」の文字記載が手がかりを与えてくれます。

○近世村を生み出す
きっかけ

検地は近世村を生み出すき

かけとなりました。『新修池田市史』第2巻では「太閤検地では、田畑家屋敷だけでなく山野の把握も行い、そこから小物成を上納させ」(11頁)、また「これらの数字が、太閤検地が確定した畑村の面積と村高となる」と記しています(13頁)。つまり「村域と村境を明確にした。これを村切りとい」(同上)と書かれているとおりです。

ところで、この評価はちょっと言い過ぎです。上記の史料を丹念に読めば、太閤検地では山野の検地は行っておらず、従って村の境界を定めたものもなっていない。それは江戸時代に入ってからのことです。

○戦国期の村から
近世村へ

村そのものの歴史的成立ははっきりとはしませんが、戦国時代までには莊園の中から成長し、共同体としてのまとまりを持ってきていたことは確実なようです。畑村についても、元は泰野村とい、正中2年(1325)ごろにはすでに存在したと言われています(「当村形起帳」氏神天神宮定書)。



八坂神社(神田4丁目)

莊園制の下で成長していた村は、どうも近世村よりも広域的なつながりだったようです。たとえば、江戸時代になって書かれた神田村の記録によれば、戦国期には北神田・上島・脇塚・中之島・川原島・宮之原・菅井の7集落が存在し、相互につながっていました。太閤検地においては、これら集落を独立させることはなく、一つにまとめました。しかし、先に書いておいたように、神田村では東と西に分けた帳面も作っています。多分、箕面川と猪名川という水利系統の違いに関わっていたのでしょう(『新修池田市史』第2巻17、18頁)。

近世の村共同体は、このように、実体としてその関係が複雑だったのですが、政権によってその区域が認定され、そこに毎年の年貢など、諸役が掛けられていくことになったのです。近世村の成立には太閤検地だけでなく、その後少なくとも何十年かの経過があり、その間、一つ一つの集落の意思も関係していたことがうかがわれます。

○近世村の成立に
もっと注意を

近世の村も、水利や治水に関する規制、山野の利用規制など、共同体としての存在を維持しています。しかし、それは、戦国期の村とはどのようにつながり、あるいは断絶があったのでしょうか。

昭和も平成も過ぎ去り、多くの市民にとって村という存在に対する認識は日々薄れているようです。しかし、村は歴史的には大変大事な存在でした。改めてその形成の姿を振り返っておきたいものです。

(市史編纂委員会委員長・小田康徳)

◆問い合わせは生涯学習推進課

☎754・6674

わがまち歴史散歩

天保12年末の庄屋・年寄

○畑村の村政記録

江戸時代の村経営は庄屋・年寄など村役人の手にゆだねられていました。だが、もう一步踏み込んでみて下さい。こうした村役人の日常的な活動はどうだったのでしょうか。目の前に見えるようなイメージは、浮かんでこないのではないのでしょうか。

池田市畑地区には、江戸時代中期以降に作られたたくさんの村政関係史料が残されています。池田市史編纂委員会ではそれらの中から重要なものを選び出し、「畑村関係資料」として平成2年（1990年）に一冊の史料集を刊行しています。村政の実際を後世に残し、検討するためでした。

今回は、その中から「天保十二年丑十二月」と右肩に表記された「村用書留帳」を読んでみます。ここには天保13年

11月までの動きが記載されています。

天保12年は西暦1841年、江戸時代も終わりに近い時期です。現在では社会的に消えてしまった仕組み



「村用書留帳」(池田市立歴史民俗資料館蔵)

も多く、一度読んだだけでは正確に理解しがたい記述も至る所にできます。だが、調べながら少しずつでも読み解いて行かねばなりません。

○村方支配米売方でお叱り

さて、天保12年12月6日、麻田藩役所から「村方支配米売方」に關し、東西両畑村の庄屋2人が呼び出されて取り調べを受けることとなりました。「村方支配米」というのは、村方諸費用に充てることのできる米という意味で、その売却に関する嫌疑でしょう。

2人の庄屋はそれぞれ「吟味中 慎み」を仰せつかり、その間の「村用(村の仕事)は万端それぞれ2人の年寄が代行するよう指示されました。もともと、このとき別の村である井口堂村の庄屋

は手鎖を命じられているので、取調べを受けたのは両畑村だけではなかったようです。

7日には東西両畑村の年寄2人ずつが呼び出され、事情を聞かれています。西畑村の2人の年寄は「役人一統相談の上」と答え、東畑村の2人の年寄は「一切承り知らぬ」と答えています。10日には処断が下されました。4人の年寄には「叱りおく」、2人の庄屋に対しては「きつと叱りおく」とされています。罰としては庄屋の方が少しきつかったようです。

「叱りおく」の根拠については、「村方売りの儀に付き仲買より頼むにつき割米をさせたのは不屈きの至り」と書かれています。どうもお米とお金の運用に関わっているようですが、詳細はよく分かりません。分かることは、村役人そろってこの行為を遂行し、村側から問題にする声はあがっていないということです。苦しい財政事情に悩む領主側の一方的処断だったのかもしれませんが。

ただ、こうしたやりとりからは、庄屋・年寄への指揮権は領主側の手の内にあつたこと、村側はそれに従う以外になつた事実が見えてきます。ちなみに、村役人

の任免も代官の権限でした。例えば、この史料の天保13年10月7日に市郎兵衛と彦右エ門が年番庄屋を仰せつけられています。

○賄い金勘定

東西両畑村は、何かにつけて共同行動をとつたようです。先の記録によれば、年末には、その費用清算も含め、村用費の立替払いや村方への白米5合ずつの配分、山年貢の計算、年貢皆済の作業(24日には津出しと呼ぶ幕府蔵および藩の蔵への納入作業など)になかなか忙しい日々を送っています。庄屋・年寄は毎日数人ずつ会合して帳面と顔を突き合わせ、お金の勘定をし、村で貸し付けた金銀の回収・利殖にも力を注いでいます。

天保期ともなれば貨幣の存在は村でもさらに大きくなり、その運用知識がなくては村役人の職務をこなせなくなっていたのです。それは村の中から沸き起こる動きであり、ときに領主の意図と齟齬(そご)することもありました。村役人の毎日の行動記録の研究が大事になってくる所以(ゆえん)です。

(市史編纂委員会委員長・小田康徳)

◆問い合わせは生涯学習推進課

☎754・6674

わがまち歴史散歩

近世池田の文人を考える視点

○きら星のごとき文人群

江戸時代池田の特徴は何かと問われたら、書画にせよ、俳諧にせよ、漢詩文にせよ、全国に名の通った文人が池田に住まい、大きな業績を上げたことを述べるのに躊躇はないでしょう。

ちよつと名を挙げてみましょう。まず、牡丹花肖柏。室町時代の人ながら、池田の連歌文化を支え、近世においては池田の町で文人として活動する人びとの精神的支柱となりました。大広寺に立つ「牡丹花隠君遺愛碑」は近世池田における漢詩文化の柱だった田中桐江の撰文です。近世池田の文運は中世室町期以来の長い伝統として、近世池田の文人の誇りとなっています。

平間長雅。京の白川に住み一般庶民への和歌普及に努め、観音信仰の念を深めました。医者で俳人・津田道意の招きで池田に来て以来、久安寺を拠点に多くの門人を育てました。田中桐江。出羽庄内の生まれ。江戸で秋生徂徠と親交を結び、柳沢吉保に侍講しましたが、事件を起こし、池田に来ます。近在の好學



田中桐江画像（伊居太神社所蔵）

の士が朱子学と詩文の教えを乞い、やがて呉江社を結成、会員の詩文を掲載する『呉江水韻』を発行し続けるなど、池田のみならず、京・大坂・尼崎など周辺地域に「池田学派」の名を高めました。荒木蘭皐。大坂生まれ。池田の酒造家鍵屋、荒木適翁の養子となります。富永仲基は実兄。鶏肋集全8巻ほかがあります。松村月溪（呉春）。師の与謝蕪村は月溪が妻と父を亡くして悲しんでいるのを見て、俳人として名を上げていた川田田福の池田の書店に行かせました。このとき心機一転の意を込めて呉春と称し、絵師として四条派を起こします。山川星府。通称山川庄左衛門。田福・月溪を介して蕪村晩年の弟子となります。けまり・謡曲・書画・骨董・茶の湯・生花などに長しました。

廣瀬旭莊。豊後国日田に生まれ、主として大坂で活躍。詩作に優れ、全国の士と交わりました。『日間瑣事備忘』は日記。死の75日前に池田の門人から勧められ池田に来ましたが、ここが終焉の地となります。

以上、7人ほどの名を挙げました。もちろん、これが全てではありません。多くの文人・学者などが池田を舞台にそれぞれの文事を繰り広げています。『新修池田市史』第2巻には時期を区分しつつ詳しく解説がなされています。

○『池田人物誌』上下

大正12年（1923）池田の太陽日報社から発行の『池田人物誌』上下は、吉田鋭雄・稲束猛の共著です。2巻合わせて900ページ。吉田は朝日新聞社勤務だったのを、体調を崩して退社し、田中桐江の研究を進めました。稲束は池田出身で京都大学に進み日本史を学んだ若い学究の徒でした。同書は、よく原本にあたったもので、現在でも池田人文史研究の最高水準、古典と言ってもいい位置を占めています。問題は、この本の境地をどう超えていくかです。ここでは、池田

文人たちの活動した場と、周囲にいて支えた人々に注目することから考えてみることを提案してみたいと思います。

○近世池田文人の活動を支えた近郷農村

そもそも近世池田の文人については、もっぱら当の人物の優れたゆえんの調査に集中し、それを支えた地域との関係は、二の次、三の次に置かれてきたように見えます。一つ実例を指摘してみましょう。『池田人物誌』で田中桐江の弟子たちを見ていくと、渡辺掬雲・柳月親子の存在に気がつきます。代々川辺郡小戸庄に住んで醤油醸造を業とした豪商であると考えられます。うれしい記述です。

田中桐江は町場としての池田の人士に支えられていただけでなく、近郷農村（小戸庄は現川西市）にも弟子すなわち支援者の輪を広げていたことが見えてきます。池田の文事を支えていた存在として、近郷農村も浮きあがってくることは大事な視点になるのではないのでしょうか。

（市史編纂委員会委員長・小田康徳）

◆問い合わせは生涯学習推進課

☎754・6674

わがまち歴史散歩

幕末池田の疫病対策

○人は病気に悩まされる

人間は、時代が進化し、知識が豊かになっても、病の悩みからは自由になれないようです。池田について記録をひもといてみましょう。

寿命寺の縁起絵では、天平年間(729～749)に疫病(伝染病)が全国的にはやり、行基が呉庭の神願寺薬師仏に祈りました。すると、7日後に疫病は去ったというのです。もちろん、伝承であって、歴史的事実かどうかは分かりません。ただ、縁起絵が描かれたとされる江戸時代、池田の人々は、古代の人々も疫病には悩まされていたとの歴史認識を持っていたことは間違いありません。そういえば、旧村落への出入りに地蔵や青面金剛の碑が建っているのもしばしば見掛けます。これは、疫病など集落への災厄をもたらず目に見えない侵入者を恐れ、阻止しようとする当時の人々の気持ちを示していると考えられています。

ちなみに、元禄10年(1697)、人口5千人の池田の町に医師はすでに15人いました(『新修池田市史』第2巻242ページ)。

表34)。多くの医師たちは、病気や疫病にどう対峙したのでしょうか。

○『伊居太神社日記』の記述

『伊居太神社日記』には江戸時代の池田の町の人々の暮らしや考えを知る上で本場に貴重な材料があふれています。病気の記述も実はたくさんあるのです。一例として、幕末の嘉永2年(1849)の記述を見てみましょう。

この1年間で病気については20件の記事がありました。罹病者(りびょう)は10人です。この10人のうち成人と推測できるのが2人、幼児と思われるのが8人。この8人の幼児のうち5人が疱瘡(ほうそう)にかかり、死亡は2人、回復は1人、結果の記載なしが2人です。残る3人も明記はないのですが疱瘡の罹患(りかん)を推測できます。この3人については死亡が2人、結果の記載なしが1人となっています。

疱瘡(ほうそう)というのは天然痘のこと。恐ろしい病気でした。緒方洪庵が京都に伝わっていた分苗(ぶんべい)を入手し、大坂で除痘館を開いたのは嘉永2年のこと。

予防の決め手となる牛痘実施に向けて奮闘し始めたころです。

この年、池田でも疱瘡が流行し、幼児を中心に死亡者が出ていたことは明らかです。もともと、『伊居太神社日記』の記載は、あくまで宮司が関わった範囲に止まっており、池田全体の像は明確ではありません。それでも、この年の天然痘流行を推測しても間違いではないでしょう。

○医者に掛かるといふこと

池田に住む人々の子どもが病気に罹(か)ると、知り合いである宮司は饅頭(まんじゅう)やしんこなど、お見舞いの品を贈りました。また、病死したときには、葬式に懃(ま)などを贈りました。付き合いてもあるし、親の悲しみを慰める行為でもあったの

でしょう。

この年の疱瘡には、宮司の子らしき人物(おそらく幼児)も罹っています。宮司は、その病状に対応し、やったことをその都度記しています。

その記録は、閏4月29日の発病から始まり、5月5日の赤飯配り、5月8日の神送り、11月10日の再発熱、11月11日の医師・永井の診察、11月27日の全快、赤飯配りといったように8回にわたっています。11月11日には、永井だけでなく別の医者にも診察を頼んでいます。右のうちには、治療ではなく、まじない(まじない)しか言えないものもありますが、子を思う親は何でもしたのでしょう。

ところで、町全体では子が発病しても医師を呼ばなかった親もいたことを考えておくべきでしょう。また、池田ではこの翌年嘉永3年1月に医師・高橋由珊と高橋由吉の両名が除痘館の分苗所を結社し、牛痘普及をめざしています(『新修池田市史』第3巻258ページ)。彼らはどんな苦心を重ねたのでしょうか。

◆問い合わせは生涯学習推進課(市史編纂委員会委員長・小田康徳)

☎754・6674



緒方洪庵肖像(大阪大学適塾記念センター所蔵)

わがまち歴史散歩

江戸後期～明治初頭 池田の町に住んだ女性戸主

○南新町の戸籍帳

明治政府は、家族のうちで家を統御する者を国家統治の最小単位に位置付けました。彼らは戸主と規定され、法律上さまざまな権限が付与されました。

戸主はほとんどが男性でした。女性は男性の下にいるべしというのが基本的な道徳律にまでなっていくのです。しかし、江戸時代後期や明治29年(1896)に民法が制定される以前においてはどうだったのでしょうか。

池田の町のひとつである南新町(現新町の一部)には、明治5年(1872)制定の戸籍法に基づく戸籍とは別に、明治6年・9年・11年そして17年において、町独自の戸籍帳が作られていました。

この戸籍帳では、各戸は大きく地主と借家人に区別されて表示されていました。また、各戸別に関係と名前、年齢および職業、また一戸構成の由来が記載されていました。これを見れば、南新町という町がどのような人々によって構成されていたのか、それはどう変化し、流動していったのか、そればかりです。今回は、その戸籍帳か



南新町戸籍帳(歴史民俗資料館所蔵)

ら見えてくる女性戸主について、その実態を探ってみましょう。

○「地主」の中の女性戸主

明治6年(1873)といえ、幕政崩壊後まだそれほど日も経たないころで、江戸時代の慣習も生きていたと考えていいでしょう。この年、南新町には土地も、屋敷地も、なおかつ借家も持っていた「地主」が19戸ありました。

ちなみに、それらを持つていない「借家」は79戸でした。「地主」とは町の資産家・有力者と言っているでしょう。そのうち2戸は女性が戸主となっていたのです。

ひとりには中西せい。維新以後最初に猪名川通船を池田にまで

延ばした人物として知られています。戸籍帳での職業は運送問屋。嘉永4年(1851)夫の死後家を継ぎ、明治6年には49歳でした。彼女の家には20代の息子夫婦も同居しています。

女性戸主のうちもうひとりはお林岸。60歳を超える父親と30代の弟ひとりを抱えて湯屋を経営しています。彼女の名前と家は明治17年の戸籍帳にも出てきます。このふたりは、いずれも地主として他の力ある商人らと並んでいたのです。

さらに、明治9年以降の戸籍帳を見ると、地主だった炭屋のうち1軒および呉服屋1軒でそれぞれ妻が跡を継いでいます。女性が大きな店の戸主になっても異様ではなかったのです。

○「借家」に住まう女性戸主

では、借家住まいの女性戸主はどうだったのでしょうか。賃系引き10戸、古手屋4戸と続き、あんま・砂糖紙・鮎屋・樽屋・傘・菓子屋・出稼ぎが各1戸、職業不記載の2戸と合わせると合計23戸で、全借家79戸のうち、29・1%を占めていました。

最も数の多かった賃系引き10人を見てみましょう。年齢は全て40歳以上、中には68歳という人もいます。彼女らは、古くて弘化2年、多くは明治4～5年のころ夫に死別して(ただし例外1人あり)、そのまま、あるいは他から移住して南新町に居住するようになりました。

賃系引きのうち4人は家族がいませんでしたが、残り6人のうちには、年下の夫と暮らす者、20歳の娘や息子と同居し、あるいは8歳の娘を抱えた者もいました。住居は、間口2間から2間半、奥行2間というのが標準でした。彼女らは、自分も含め、家族がいればなんとしてもその暮らしを守っていきたくったのでしよう。しかし、明治9年の戸籍帳に記載されていたのは2戸に過ぎませんでした。別の、しかし同じような境遇の女性が取って代わっていたのです。

近世末、明治前期の池田は、このように生活基盤の弱い借家人層が多数存在するという社会条件下に女性労働者も多数住んでいた町だったのです。

(市史編纂委員会委員長・小田康徳)

◆問い合わせは社会教育課

☎754・6674

わがまち歴史散歩

幕末～明治初期 町の構造と家の維持

○町の「地主」と「借家人」

池田の町のひとつ南新町(現新町の一部)では、明治6年から17年までに4冊の戸籍帳を編製しており、そこからはいろいろなことが分かる、前回記しました。

明治6年の戸籍帳では、南新町全体で98戸、そのうち、自分の住居を所持する「地主」が19戸、「借家」に住む者が79戸とされています。ところで、この戸籍帳からは両者間に広がる大きな階層差も見えてきます。

たとえば、住居の総面積を合計すると、地主は594・1坪で45・6%、借家住まいは708・95坪で54・4%となります。これを1戸当たりの平均にすると、前者が31・27坪に対し、後者は8・97坪となります。外見上も、前者の標準は間口4～5間に奥行5～10間以上、後者のそれは間口2～2・5間に奥行2～2・5間と歴然です。(1坪＝約3・3㎡、1間＝約1・8m)

もちろん、借家の中には47坪を超える広さを持ち、地主と遜色ない人もありましたが、それはやがて地主に向上していくステップのようなものでした。

さらに指摘しておくならば、地

主と位置付けられる家は田や畑あるいは屋敷地などの情報が記され、年貢を負担する百姓身分であることが判明します。一方、借

家住まいの者は、ごく一部の例外を除き、それらを持っておりませんでした。だから、身分上は一段下に置かれていたのでしょうか。なかでも、地主の中の4戸ですが、全部で81戸の借家を有し、借家人を統制する力も持っていたことがうかがわれます。同じ住民といっても、大きな格差があったのです。

○大事な課題は家の存続

南新町の戸籍帳には、地主借家を問わず、それぞれの家の当主について、その地位に就いた事情、またこの町に住み、あるいは消えていった事情が記されています。家の存続はそれぞれの階層を問わず、一大事だったことが示されているのです。

一例を挙げてみます。明治6年、間口2間に奥行2・5間の借家に50歳になる畳屋職の男性が1人で住んでいました。彼は、明治5年に大坂曾根崎村から当地に引っ越してきたばかりでしたが、明治7年、再び元の地に戻っていきます。ちなみに、明治2年

には当時9歳だった一人息子を大坂松屋町に奉公に出してしました。明治7年は、この子が14歳になる年です。

細かい事情は分かりませんが、大坂への再移住は、この息子に自分の跡をとらせ、それができるときには子どもの世話になり、引退しようと考えた結果ではないでしょうか。他の可能性も考えるべきですが、老後に対する社会的な保障が一切なかった時代、息子への期待は今考える以上に大きかった事情をまずは考慮すべきでしょう。

○当主が亡くなったとき

当主の喪失は家の存続が問われるときでした。

地主であった家の当主が死去した跡については、男性実子の相続が10戸、妻の相続が1戸、養子相続が7戸(うち1戸は女性)でした。妻が跡を継ぐ、あるいは養子として女性が入家し、跡を継ぐというのは、家族や親戚に成人の男性が見当たらない場合でした。借家に住んでいた人の場合、父



元禄10年池田村絵図に見る屋敷所有形態分布
 ●部分借家 ●部分屋敷持本百姓屋敷
 『北摂池田一町並調査報告書』・図版39(部分)

◆問い合わせは社会教育課

☎754・6674

(市史編纂委員会委員長・小田康徳)